

平成21年1月7日

法務局民事行政部長 殿

地方法務局長 殿

法務省民事局商事課長

名称中に公共嘱託登記司法書士協会又は公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人の登記事務の取扱いについて（通知）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）により司法書士法（昭和25年法律第197号）及び土地家屋調査士法（昭和25年法律228号）の一部が改正され、また、司法書士法施行規則及び土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令（平成20年法務省令第70号）により司法書士法施行規則（昭和53年法務省令第55号）及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）の一部が改正されましたが、これに伴う法人登記事務の取扱いについては、下記の点に留意し、事務処理に遺憾のないよう貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

1 公共嘱託登記司法書士協会に関する改正

整備法による改正前の司法書士法（以下「旧司法書士法」という。）第68条においては、司法書士及び司法書士法人は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記司法書士協会と称する整備法による改正前の民法（明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。）第34条の規定による社団法人を設立することができることとされていた。

整備法により、旧民法第34条が改正されたことに伴い、旧司法書士法第68条が改正され、その名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官公署等に

よる不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次の①から③までの内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができることとされた。

- ① 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人でなければならないものとする。
- ② ①に規定する司法書士又は司法書士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。
- ③ 理事の員数の過半数は、社員（社員である司法書士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

また、旧民法第34条の規定により設立された社団法人であって整備法の施行の際に現に存するものは整備法の施行日以後は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）の規定による一般社団法人として存続するものとされ（整備法第40条第1項）、当該一般社団法人であってその名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用するものの定款に①から③までの内容の定めがない場合においては、当該定款にこれらの定めがあるものとみなすとされた（整備法第231条）。

2 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する改正

整備法による改正前の土地家屋調査士法（以下「旧土地家屋調査士法」という。）第63条においては、土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人は、その専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する旧民法第34条の規定による社団法人を設立することができることとされていた。

整備法により、旧民法第34条が改正されたことに伴い、旧土地家屋調査士法第63条が改正され、その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次の①から③までの内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができることとされた。

- ① 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人でなければならないものとする。
- ② ①に規定する土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が社員になろうとするとき

は、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

- ③ 理事の員数の過半数は、社員（社員である土地家屋調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

また、旧民法第34条の規定により設立された社団法人であって整備法の施行の際に現に存するものは整備法の施行日以後は法人法の規定による一般社団法人として存続するものとされ（整備法第40条第1項）、当該一般社団法人であってその名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文言を使用するものの定款に①から③までの内容の定めがない場合には、当該定款にこれらの定めがあるものとみなすとされた（整備法第233条）。

第2 その名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用する一般社団法人に関する登記手続

1 設立の登記

その名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用する一般社団法人の設立の登記の申請書には、第1の1の①から③までの内容の定めがある定款を添付しなければならない（法人法第318条第2項第1号）。

2 名称の変更の登記の手続

1の一般社団法人以外の一般社団法人がその名称を公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用するものに変更する場合における当該名称の変更の登記の申請書には、当該名称の変更に係る社員総会議事録（法人法第317条第2項）のほか、第1の1の①から③までの内容の定めがある定款を添付しなければならない（一般社団法人等登記規則（平成20年法務省令第48号）第3条、商業登記規則（昭和39年法務省令第23号）第61条第1項）。

第3 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人に関する登記手続

1 設立の登記

その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人の設立の登記の申請書には、第1の2の①から③までの内容の定めがある定款を添付しなければならない（法人法第318条第2項第1号）。

2 名称の変更の登記の手続

1の一般社団法人以外の一般社団法人がその名称を公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用するものに変更する場合における当該名称の変更の登記の申請書には、当該名称の変更に係る社員総会議事録（法人法第317条第2項）のほか、第1の2の①から③までの内容の定めがある定款を添付しなければならない（一般社団法人等登記規則第3条、商業登記規則第61条第1項）。